お知らせ

平成 30 年 7 月 20 日

農　林　水　産　省

香港の日本産食品に対する輸入規制の緩和について
～東日本大震災関連～

１　香港政府は、本日 20 日（金）日本時間 10 時に、日本産食品に対する輸入規制の見直しに係る改正行政命令を官報に掲載し、24 日（火）より施行することを公表しました。

２　これにより、現在、香港が輸入を停止している５県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳のうち４県産（茨城、栃木、群馬及び千葉）について、農林水産省が発給する放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の添付を条件に輸入停止措置が解除されます（別添）。

※　手続きについては、7 月 24 日（火）の施行までに輸出事業者証明の申請方法、様式等を公表し、施行日同日より関東農政局で受付を開始予定です。

お問合せ先
食料産業局　輸出促進課
担当者：小坂、坂本、松浦
代表：03-3502-8111(内線 4309)
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475

（別添）

香港の日本産食品に対する現行の輸入規制と緩和後の輸入規制

<table>
<tr><th>地　域</th><th>品　目</th><th>現行の輸入規制</th><th>緩和後の輸入規制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">福島</td><td>野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳</td><td colspan="2">輸入停止（変更なし）</td></tr>
<tr><td>冷蔵・冷凍の野生鳥獣肉、食肉、家禽肉、家禽卵、活魚、冷蔵・冷凍の水産物</td><td colspan="2">放射性物質検査証明書の添付
（変更なし）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">茨城、栃木、群馬、千葉</td><td>野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳</td><td>輸入停止</td><td>**（変更内容）**
放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の添付</td></tr>
<tr><td>冷蔵・冷凍の野生鳥獣肉、食肉、家禽肉、家禽卵、活魚、冷蔵・冷凍の水産物</td><td colspan="2">放射性物質検査証明書の添付
（変更なし）</td></tr>
<tr><td>上記５県</td><td>その他の食品</td><td colspan="2" rowspan="2">香港側で全ロット検査を実施
（変更なし）</td></tr>
<tr><td>上記５県以外</td><td>全ての食品</td></tr>
</table>